

「学校施設等の地域（総合型地域スポーツクラブ等）との共同利用について」

2013年1月19日

公益財団法人 笹川スポーツ財団

渋谷 茂樹

1. 学校体育施設の地域との共同利用とは

■スポーツ基本計画（2012）

3. 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備

（3）地域スポーツ施設の充実

（既存施設の共同利用・活用の促進）

国は、学校体育施設の地域との共同利用化について、先進事例を収集し、地方公共団体に対して普及・啓発を図る。

地方公共団体においては、休日におけるグラウンドや体育館の一般開放等の定期的な施設開放の実施や、時間帯・予約方法の工夫等による稼働率の向上を図るとともに、学校体育施設開放に係る責任・負担や利用調整等を地方公共団体・学校・地域が共同して担うことが可能となる施設の運営方法を検討し、共同利用化をより一層推進することが期待される。

1. 学校体育施設の地域との共同利用とは

■保健体育審議会 答申（1997）

（学校体育施設の共同利用化）

今後、学校体育施設については、これまでの単に地域住民へ場を提供するという「開放型」から、学校と地域社会の「共同利用型」へと移行し、地域住民の立場に立った積極的な利用の促進を図ることが必要である。

「教育委員会の管理責任の下に、地域住民が主体となって学校体育施設の管理・運営を行っていくこと」や、「利用促進のための、地域住民への情報提供の充実と利用手続きの簡素化」などにも言及

1. 学校体育施設の地域との共同利用とは

■ 「開放」から「共同利用」へ

学校施設は学校関係者のものではなく、地域の共有財産である
という意識改革の必要性

⇒ 「開放」という学校を主体とする考えからの脱却

- ・ 地域に開かれた学校
- ・ コミュニティスクール
- ・ 学校と地域の連携

⇒ 公立小中学校を核に、地域社会のさまざまな課題解決を目指す
社会の流れ

2. 学校体育施設開放の背景と現状

■法的根拠・社会背景

- 1) スポーツ振興法（1961）⇒スポーツ基本法（2011）
第13条（学校施設の利用）

（前略）国立学校及び公立学校の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2. 学校体育施設開放の背景と現状

■法的根拠・社会背景

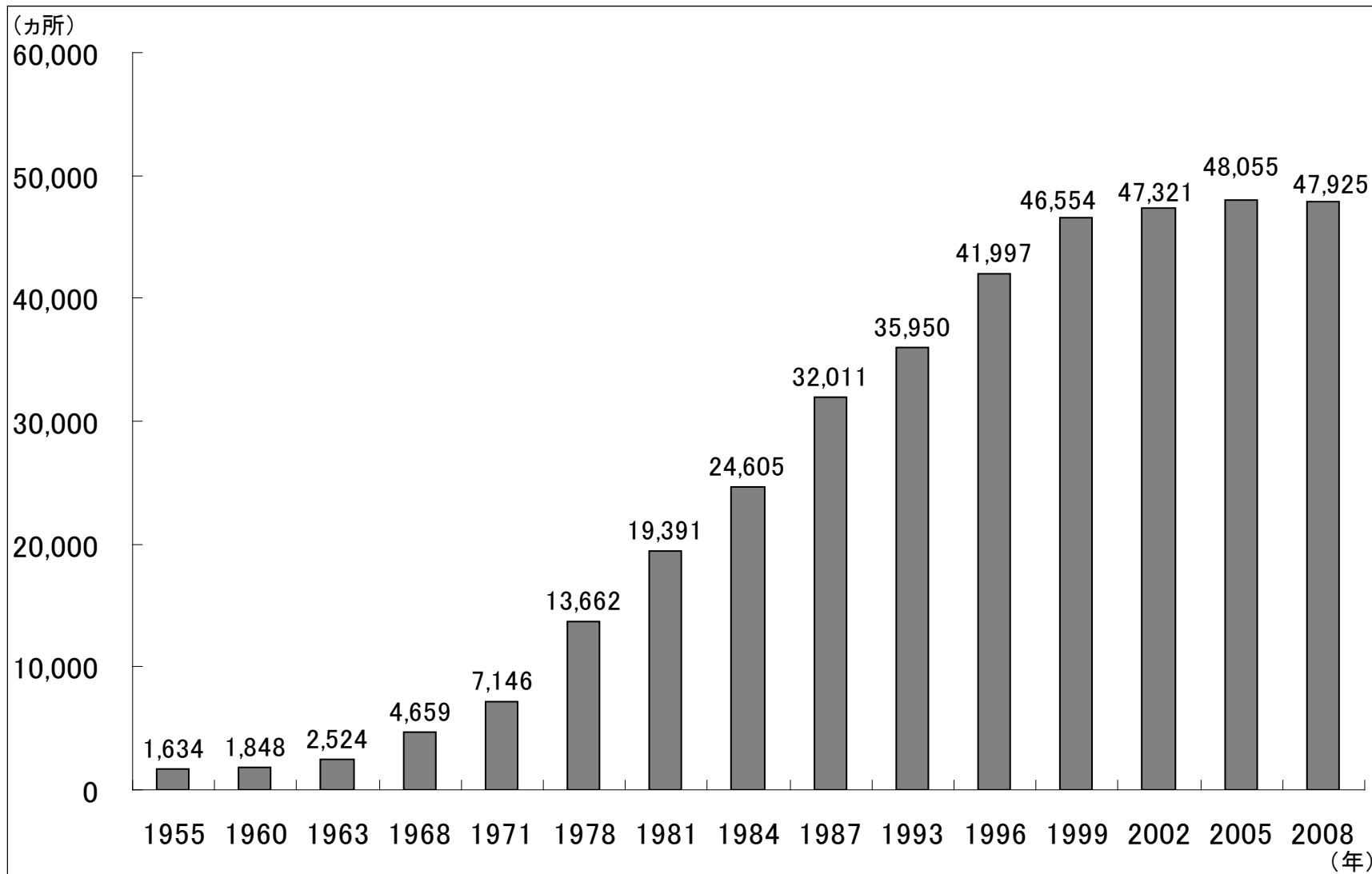
2) 社会教育法（1949）第44条

学校（中略）の管理機関は、学校教育上支障がないと認める限り、その管理する学校の施設を社会教育のために利用に供するように努めなければならない。

3) 学校教育法（1947）第137条

学校教育上支障のない限り、学校には、（中略）学校の施設を社会教育その他公共のために、利用させることができる。

図表1 社会体育施設の設置状況の推移



文部科学省「社会教育調査」(1955~2008)より作成

2. 学校体育施設開放の背景と現状

■政策的背景

1. 文部省「学校体育施設開放事業」（1977）
地方スポーツ振興費補助金（体育・スポーツ振興事業）
 - 公立小学校、中学校、高校の運動場、体育館、プール等が対象
 - 学校ごとに施設の管理、利用者の安全確保および指導にあたる管理指導員を配置：管理指導員への謝金を補助
 - 1984年実績：522市町村の7573校、
4億7500万円

図表2 市区町村における学校体育・スポーツ施設開放状況

調査年度	市区町村数	開放市区町村数	開放率(%)
2007年	1,809	1,778	98.3
2001年	3,241	3,203	98.8
1995年	3,255	3,202	98.4
1989年	3,268	3,164	96.8
1984年	3,276	3,226	98.5
1978年	3,278	3,187	97.2

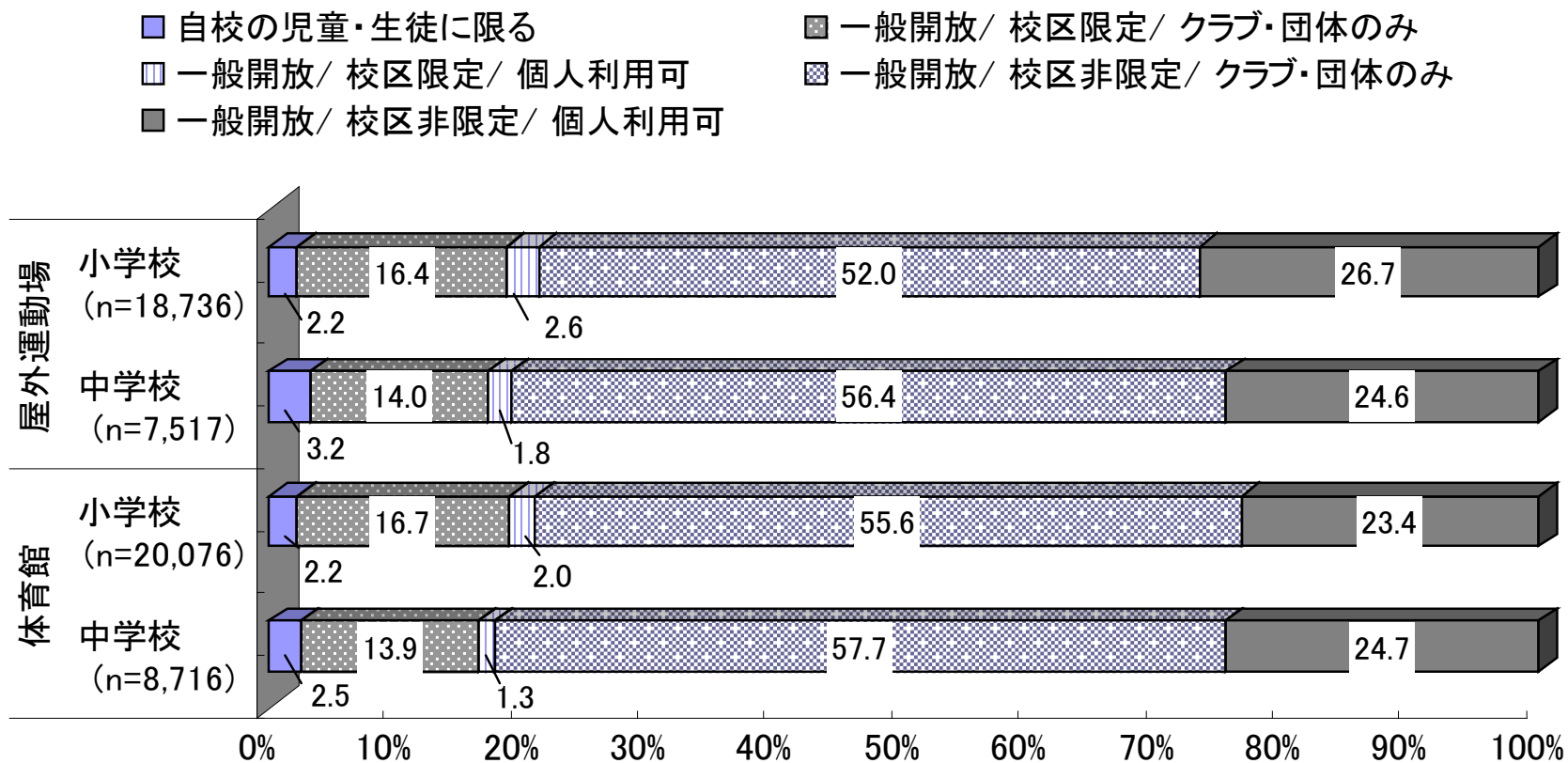
文部科学省「体育・スポーツ施設現況調査」(2008)より作成

図表3 施設種別・学校段階別開放状況

施設種類	学校段階	施設保有校数	施設開放校数	開放率(%)
屋外運動場	計	35,205	28,147	80.0
	小学校	21,479	18,736	87.2
	中学校	9,709	7,517	77.4
	高等学校	4,017	1,894	47.1
体育館	計	34,859	30,429	87.3
	小学校	21,115	20,076	95.1
	中学校	9,684	8,716	90.0
	高等学校	4,060	1,637	40.3
水泳プール	計	24,734	6,601	26.7
	小学校	16,339	5,548	34.0
	中学校	6,006	878	14.6
	高等学校	2,389	175	7.3

文部科学省「体育・スポーツ施設現況調査」（2008）より作成

図表4 学校体育施設開放の対象



文部科学省「体育・スポーツ施設現況調査」(2008)より作成

図表5 学校体育施設開放の頻度

		年間を通じ定期的に曜日を決めて開放		
		月～金曜日 開放率(%)	土曜日 開放率(%)	日曜日 開放率(%)
屋外運動場	小学校(n=18,736)	55.0	68.7	67.9
	中学校(n=7,517)	52.9	56.4	56.7
体育館	小学校(n=20,076)	75.7	67.4	63.9
	中学校(n=8,716)	75.5	63.0	56.3

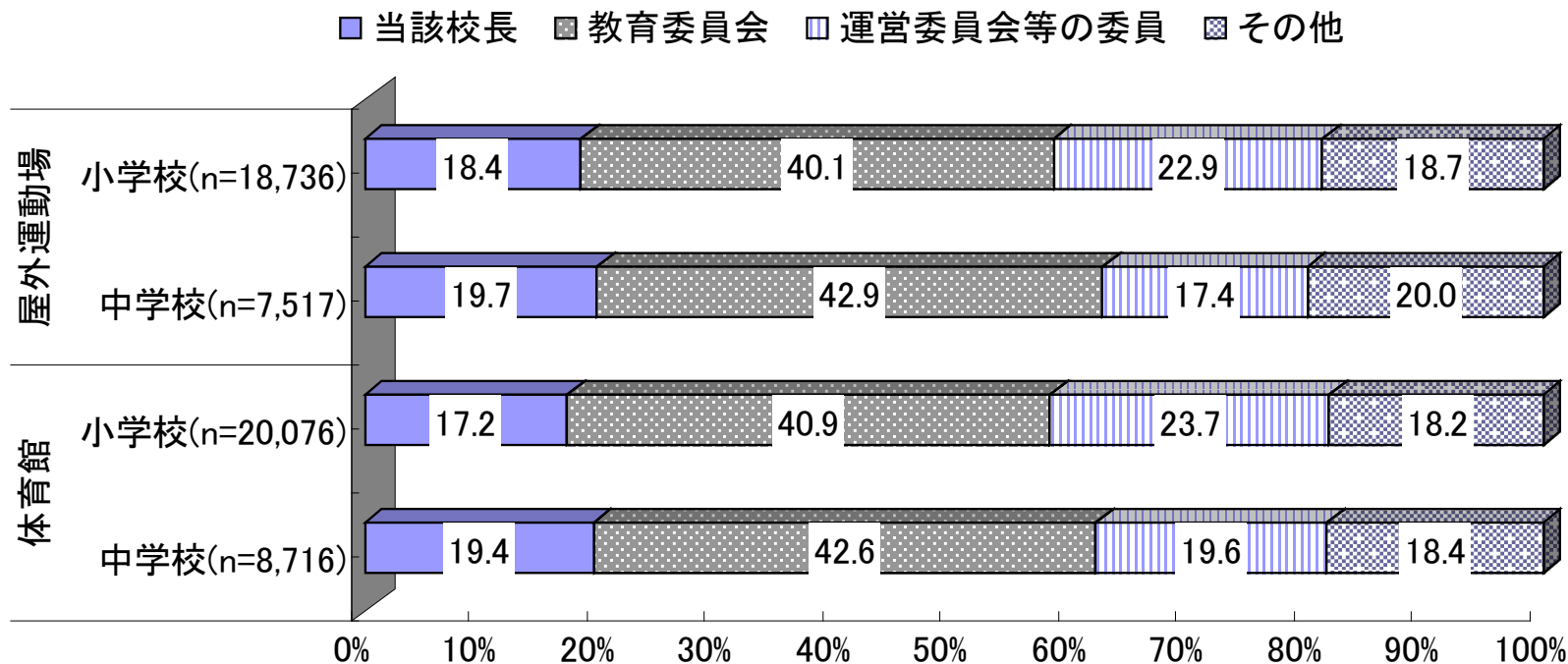
文部科学省「体育・スポーツ施設現況調査」(2008)より作成

図表6 学校体育施設開放の時間帯

施設種類	学校段階	昼間のみ 開放校(%)	夜間のみ 開放校(%)	昼夜とも 開放校(%)
屋外運動場	小学校 (n=18,736)	43.7	7.4	48.9
	中学校 (n=7,517)	36.8	12.8	50.4
体育館	小学校 (n=20,076)	7.1	15.7	77.2
	中学校 (n=8,716)	6.2	30.3	63.4

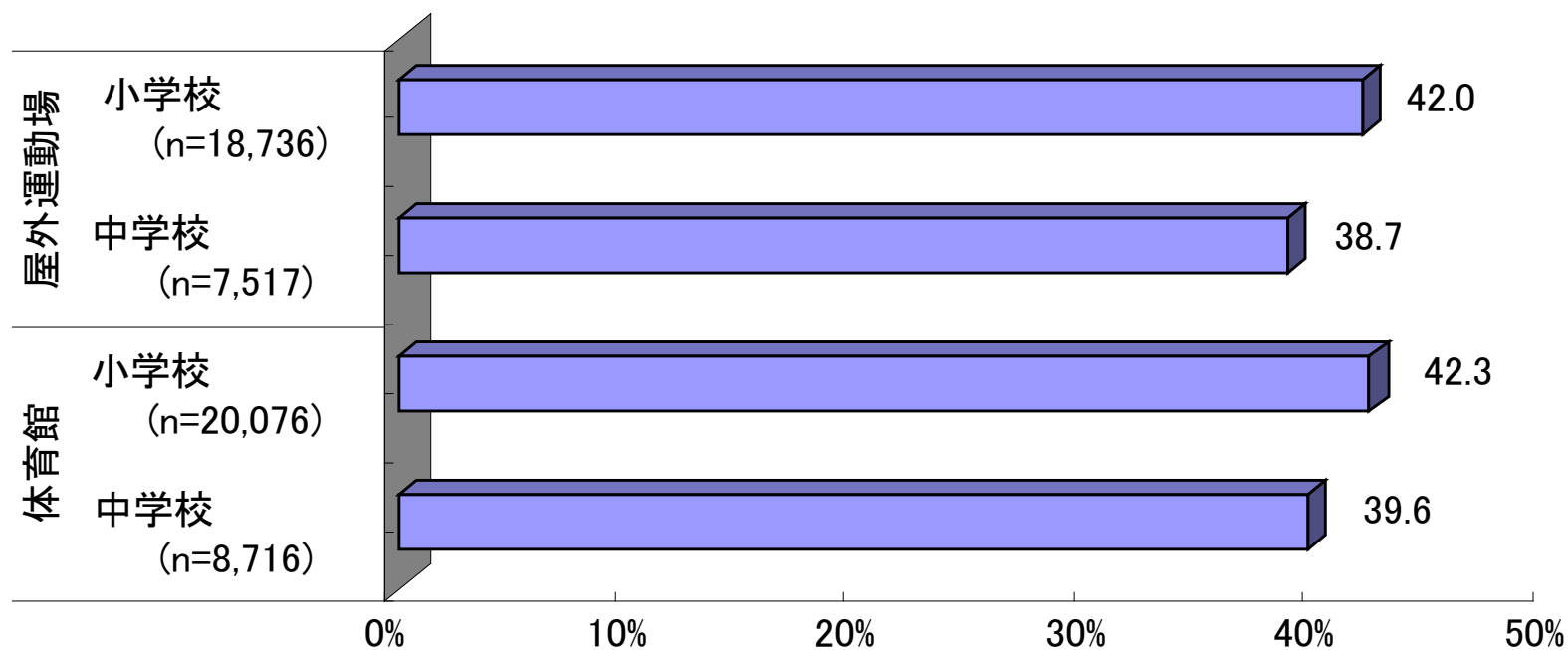
文部科学省「体育・スポーツ施設現況調査」(2008)より作成

図表7 学校体育施設開放時の管理責任者



文部科学省「体育・スポーツ施設現況調査」(2008)より作成

図表8 学校体育施設開放時の管理指導員配置状況



文部科学省「体育・スポーツ施設現況調査」(2008)より作成

図表9 学校体育施設開放のための措置

施設種類	学校段階	夜間照明がある 開放校(%)	クラブハウスがある 開放校(%)	トイレ・ロッカー等の 付帯設備がある 開放校(%)
屋外運動場	小学校 (n=18,736)	20.2	2.7	15.2
	中学校 (n=7,517)	31.5	2.3	16.0
体育館	小学校 (n=20,076)		2.7	19.9
	中学校 (n=8,716)		3.6	21.5

文部科学省「体育・スポーツ施設現況調査」(2008)より作成

図表10 市区町村における学校体育施設開放事業の予算措置状況

市区町村人口規模	開放事業実施 市区町村数	開放のための予算措置を実施				予算措置無し 市区町村(%)
		総数 市区町村 (%)	人件費のみ 市区町村 (%)	物件費のみ 市区町村 (%)	人件費及び 物件費 市区町村 (%)	
総数	1,778	62.1	14.3	24.1	23.7	37.9
1万人未満	478	45.4	18.4	16.1	10.9	54.6
1～2万人未満	308	55.5	17.9	23.1	14.6	44.5
2～3万人未満	177	61.0	14.7	27.1	19.2	39.0
3～5万人未満	259	69.9	13.5	30.9	25.5	30.1
5～10万人未満	270	65.9	8.1	25.9	31.9	34.1
10～20万人未満	159	85.5	11.9	30.8	42.8	14.5
20～30万人未満	42	83.3	9.5	35.7	38.1	16.7
30～50万人未満	51	90.2	7.8	25.5	56.9	9.8
50万人以上	34	97.1	5.9	17.6	73.5	2.9

文部科学省「体育・スポーツ施設現況調査」（2008）より作成

図表11 市区町村における学校体育施設開放時の施設使用料

市区町村人口規模	開放事業実施 市区町村数	有料 市区町村(%)	無料 市区町村(%)	有料・無料の 両方がある 市区町村(%)
総数	1,778	16.7	35.0	48.3
1万人未満	478	14.6	45.2	40.2
1～2万人未満	308	18.8	27.9	53.2
2～3万人未満	177	23.2	26.6	50.3
3～5万人未満	259	18.9	29.7	51.4
5～10万人未満	270	15.6	31.9	52.6
10～20万人未満	159	13.2	37.7	49.1
20～30万人未満	42	14.3	40.5	45.2
30～50万人未満	51	11.8	43.1	45.1
50万人以上	34	11.8	32.4	55.9

文部科学省「体育・スポーツ施設現況調査」（2008）より作成

2. 学校体育施設開放の背景と現状

■学校体育施設開放に関する主な課題・問題点

1) 利用者

- ・利用団体が多く、希望の曜日や時間に使えない
- ・新たに利用を希望する団体の入る余地がない

2) 学校

- ・施錠や利用記録等の管理事務の負担
- ・外部の人間を校内に入れる安全上のリスク
- ・学校の備品や用具の破損や消耗
- ・利用者のマナーに関する問題

3) 行政

- ・管理指導員の人材確保
- ・管理指導員の謝金や物件費等の予算措置
- ・利用料の徴収にかかる事務負担

3. 学校体育施設の共同利用に向けて

■スポーツ基本計画の狙いとその具現化

「地域における身近なスポーツ活動の場の確保」

行政目標：施設利用者の増加と利用者の満足度の向上

⇒学校体育施設をより多くの人に、より多くの時間使ってもらおう

【条件】

- ・財政状況に見合う現実的な予算
- ・学校側の負担を減らす（または増やさない）



学校教育以外の時間帯の体育施設はスポーツ担当部署が管理
施設開放促進のための管理機能強化

⇒公共スポーツ施設と学校開放施設の一元的管理へ

3. 学校体育施設の共同利用に向けて

■学校体育施設開放促進のための管理機能強化

開放施設利用者＝地域住民の協力

地域住民の利用促進という行政の目標実現に協力できる

「公益的」団体への業務委託

⇔自分たちが施設利用できればいい「共益的」団体

開放運営委員会は、共益的団体の利害調整の場

対象となる公益的団体

総合型地域スポーツクラブ、スポーツ推進委員協議会、
スポーツ少年団など

3. 学校体育施設の共同利用に向けて

■公益的団体に委託できる主な業務

1) 施設を利用する団体の利用調整

- ・年度ごとの調整会議の運営
- ・年度途中の新規団体への対応

2) 利用状況管理

- ・利用状況の把握、集計

3) 施設の施錠および照明管理

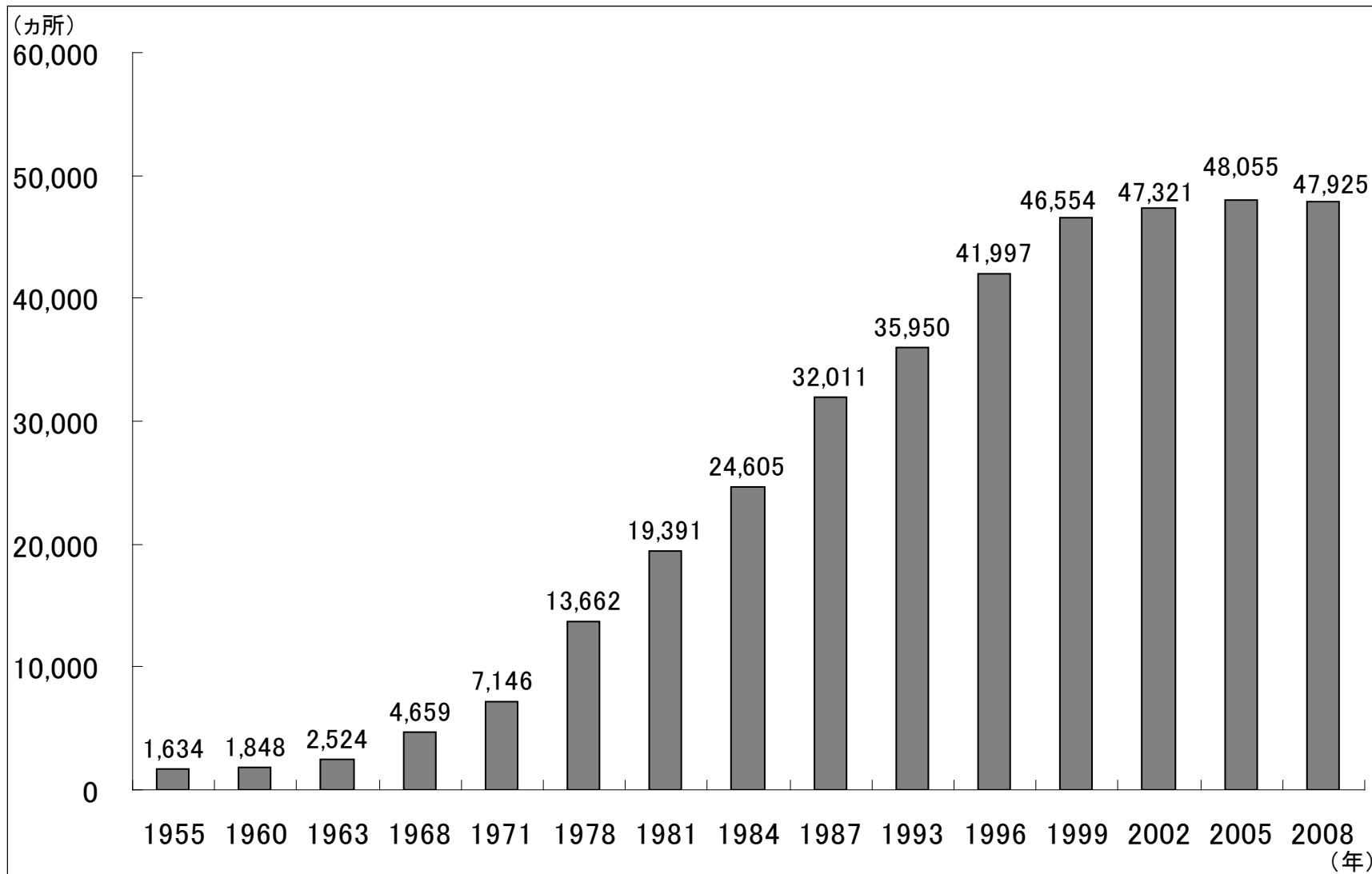
4) 利用料（照明代等）の収受

5) 学校、行政、利用団体との連絡調整

⇒利用時間・空間枠の細分化、突発的な空きの有効活用

ポイント：受託する団体の事務局と学校の位置関係

図表1 社会体育施設の設置状況の推移【再掲】



文部科学省「社会教育調査」（1955～2008）より作成

図表12 主な公共スポーツ施設数

	社会体育施設数	学校体育・スポーツ施設数
体育館	6,825	37,339
多目的運動広場 (グラウンド)	7,106	35,933
水泳プール(屋外)	2,257	28,171
水泳プール(屋内)	1,627	788
屋外庭球場	4,965	9,542
屋内庭球場	188	80
野球場・ソフトボール場	6,240	1,914

文部科学省「社会教育調査」「体育・スポーツ施設現況調査」(2008)より作成

3. 学校体育施設の共同利用に向けて

■学校教員の意識改革のために

学校側の「使わせてあげている」的スタンス

- スポーツ行政でなく、学校教育側からの啓発
- 建て替え施設はすべて共同利用を前提とした施設に
 - ・文部省「学校開放のための施設・環境づくり」（1995）
 - ・小学校施設整備指針、中学校施設整備指針

クラブハウス（保護者や地域住民との連携協力の場）

「学校・家庭・地域社会が連携協力するための情報提供や連絡調整の場、PTA活動の拠点となる場、地域の人々がボランティア活動の拠点として活用する場、総合型地域スポーツクラブの活動の拠点となる場として計画することが重要である。」